

## 1 設計, 設備について考慮する事項

### 1.1 原子炉等の監視

#### < 1～4号機 >

- 1～3号機の原子炉圧力容器内・格納容器内及び1～4号機の使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料等の冷却温度, 未臨界状態など主要パラメータ及び運転状況を原子炉圧力容器内・原子炉格納容器内監視計測器 (Ⅱ.2.9 参照), 使用済燃料プール設備 (Ⅱ.2.3 参照), 使用済燃料共用プール設備 (Ⅱ.2.12 参照), 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備 (Ⅱ.2.13 参照) により監視を行う。監視箇所は監視室・制御室 (Ⅱ.2.14 参照) などとする。特に, 異常時の状態を把握し, 対策を講じるために必要なパラメータ及び運転状況については記録を実施する。
- 緊急時に必要な対応手順を整備する。

#### < 5・6号機 >

- 炉心, 原子炉冷却材圧力バウンダリ, 原子炉格納容器バウンダリ及びそれらに関連するシステムの健全性を確保するために必要なパラメータを維持制御・監視する計測制御系統設備 (Ⅱ.2.34 参照) を健全な状態に維持・管理する。
- 炉心を臨界未満に維持するために, 燃料集合体が装荷されている状態においては, 制御棒及び制御棒駆動系 (Ⅱ.2.21 参照) を健全な状態に維持・管理するとともに, 臨界未満に維持されていることを監視するための計測制御系統設備 (Ⅱ.2.34 参照) を健全な状態に維持・管理する。